Ｈ３０．１０．１０－１１法令講習会資料

協会作成１４条書面の改訂について

【 資　料 】

１　ＬＰガス料金透明化への対応について（平成２９年４月１０日付け山ＬＰ協第２３号）・・・・・・・・・・・・・　２

２　料金透明化に関する省令等改正・指針制定等への対応について（平成２９年５月１１日付け山ＬＰ協第４７号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

３　協会作成１４条書面の改訂について(第１弾）・・・・１０

４　協会作成１４条書面の改訂について(第２弾）・・・・１１

５　山口県ＬＰガス協会作成１４条書面新旧対照表・・・１２

山ＬＰ協第　２　３　号
平成２９年４月１０日

会　員　各　位

（一社）山口県ＬＰガス協会
会　長　福　田　　誠

ＬＰガス料金透明化への対応について

平素は、協会の事業の推進にご理解、ご協力をいただきお礼を申し上げます。

さて、料金透明化については、国の審議会等での消費者委員からの強い要望から、経済産業省も「液化石油ガス流通ワーキンググループ」の報告書に基づき、今回省令改正やガイドラインの制定の運びとなりました。

また、全国ＬＰガス協会においては、これに対応して、ＬＰガス販売指針及び１４条書面ひな型の改正を行いました。

こうした中、これらを踏まえた対応を行い、消費者の理解と信頼を得る必要があり、特に液石法（以下略称を使用）の省令及びその解釈通達については、違反に対して行政からの指導等が行われる可能性もありますので、下記の文書等に留意の上、適正な対応をいただくようお願いします。

記

別添１　液石法省令改正（第１６条（販売の方法の基準）関係）
別添２　液石法省令の運用・解釈基準（第１３条（書面の記載事項の基準）、第１６条（販売の方法の基準）関係）
別添３　液石ガス小売営業取引適正化指針（新設）
別添４　液石法改正省令等の制定について
※制定の背景、改正概要、スケジュールについて説明
※６月１日施行のため、５月３０日までに準備を行う必要があります。
※特に液石法の省令及びその解釈通達については、違反に対して行政からの指導等が行われる可能性もありますので、留意してください。
別添５　液石法改正要点
別添６　ＬＰガス販売指針
※全国ＬＰガス協会が示した指針を今回の省令改正の趣旨に沿って改正したものです。
別添７　１４条書面ひな型
※全国ＬＰガス協会が示したひな型を今回の省令改正の趣旨に沿って改正したものです。
別添８　料金透明化講演会案内（※略）

山ＬＰ協第　４７　号
平成２９年５月１１日

会　員　各　位

（一社）山口県ＬＰガス協会

料金透明化に関する省令等改正・指針制定等への対応について

このことについては平成２９年４月１０日付け山ＬＰ協第２３号（以下「会長通知」という。）により会長名で通知されているところですが、対応の注意点等について、以下の通りまとめましたので、これらに注意して５月３１日までの準備等及び６月１日以後の対応について適切な実施をいただきますようお願いします。

Ⅰ　各会員における対応

省令等改正・指針（ガイドライン）制定への対応は次の６点ですので、適切な対応をお願いします。

特に省令・通達関係については、罰則が適用されるものもありますので、注意してください。（特に、優先的な対応をお願いします。液石法第１００条第１号、第１号の２参照）

１　１４条書面の交付

(1) 書面様式の改正

① 共通（指針（会長通知別添３。以下同じ）３．(2)）

［改正概要］

指針により、トラブル防止のため、消費者に対して書面交付時等に次に記載する事項の説明を受けたことを書面で確認する必要がある

（説明事項）

省令第１３条第５号記載事項（価格算定方法、算定基礎項目等）

同条第６号記載事項（設備の所有関係）

同条第７号記載事項（設備の設置等費用の負担方法）

同条第８号記載事項（販売事業者所有の設備を消費者等が利用する場合の支払費用額及び徴収方法）

同条第９号記載事項（消費設備に係る配管の所有権移転の場合の精算額の計算方法等）

［必要な対応］

書面に、「受領の確認」に加え、「説明等を受けたことの確認」を記載する。（全Ｌ協ひな型（会長通知別添７）Ｐ１２参照）

［時期］

５月３１日までに実施

② 賃貸集合住宅等で、販売事業者の費用負担により給湯設備、空調設備等の設備を設置し、設置費用を料金に含めて請求する場合（省令１３条関係通達１．）

［改正概要］

料金表等の中で、どのような設備等の費用が含まれるか及び当該設備等に係る基本料金・従量料金の概算月額（合計額）を明確にし、その計算方法を明らかにする必要がある。

ただし、販売事業者が所有する消費設備を消費者が利用する場合の費用は、省令第１３条８号の記載事項（販売事業者所有の設備を消費者等が利用する場合の支払費用額及び徴収方法）として記載してよい。

［必要な対応］

料金中に費用が含まれる設備等及びこれに係る料金月額を説明として記載した上で、計算方法（個別の月額等）を示す。

※書式は「各種書式見本」（会長通知別添７の全Ｌ協ひな型の次）【例１－１】～【例１－３】参照

［時期］

５月３１日までに実施（通達規定事項を含むため優先的に実施）

⑵ 書面の交付

［必要な対応］

新書面により、説明等を行い、消費者の承諾印を押した書面を作成し、消費者に交付する。

※料金表や関係契約書等の書面も確実に説明・交付すること。

［対象］

６月１日以後に契約を結ぶ消費者等（５月３１日以前の契約者についても、設備等に係る請求額等の明確化は望ましいが、省令が要求するのは、６月１日以後に契約を結ぶ消費者等であるため、これを確実に行うこと）

［注意点］

今回の請求額の明確化は、オーナー等との合意で設置した空調設備等の費用をガス料金に含めて回収することが問題であると捉え、こ

れらに対する消費者の是正の要請を受けて実施されている。
このようなことから、１４条書面の作成に際しては、抜本的には、料金に含めた請求の取扱を行わず、必要な場合は消費者等とのリース契約とすることが望ましいと考えられる。

２　請求書等の交付

(1) 請求書等様式の改正

［改正概要］

ｉ省令改正（省令（会長通知別添１）１３条）

消費者等に対して料金等を請求する場合は、その算定根拠を通知することを明らかにした。

ⅱ通達改正（省令１６条関係通達２．）

・ｉの算定根拠の通知は料金請求の度ごとに行い、算定根拠には、次の２つを記載することとされた。

省令１３条５号の「算定の基礎となる項目」ごとの金額とガスの使用量

同条８号の消費設備に係る費用の額

・算定根拠の通知は、原則として請求書等の書面に記載して行うが、消費者等から認印を押した承諾書をもらうことにより、他の方法（口頭を除く。）で行うこともできる。

［必要な対応］

請求書の様式に省令１３条５号の「算定の基礎となる項目」ごとの金額・ガスの使用量及び同条８号の消費設備に係る費用の額を記載できるようにする。

※書式は「各種書式見本」（会長通知別添７の全Ｌ協ひな型の次）

【例３－１】～【例３－５】参照

［時期］

５月３１日までに実施（省令・通達規定事項のため優先的に実施）

(2) 請求書等の交付

［必要な対応］

請求書等に必要事項を記載し、消費者に交付する。

［対象］

６月１日以後に発行する請求書等すべて（毎回記載が必要）

［注意点］

すべての請求書が対象となるため、該当の賃貸集合住宅等が多い販売事業者においては、「設置時期」「初期投下費用」「回収期間」

等の事情を考慮して、優先順位を付けて対応する必要がある。
その結果、消費設備にかかる費用の額の算出困難な場合は、概算によるか、請求を行わないかなどの判断を早急に行うこと。

３　料金変更の際の事前通知（指針３．(3)）

［必要な対応］

値上げの際は１月前まで、値下げ又は契約に基づく変動価格制度の場合は前日までに、検針票又は請求書等に変更後の販売価格及び変更理由を記載（添付書面への記載でも可）して、通知する。

※通知の際は、変更前と変更後の価格が比較できるようにした上で、消費者等が変更価格を容易に判別できるようにする必要がある。

［対象］

６月１日以後に通知が必要となる場合。

［注意点］

６月、７月の価格変更については、価格変更の時期や値上げかどうかなどで適用の有無が異なるので注意すること。
特に、７月に値上げの予定がある場合は、早期の準備を行うこと。

４　標準料金メニュー等の公表（指針３．(1)）

［必要な対応］

・自社の標準的なメニュー及び消費者等の平均的な使用量に応じた月額料金例を、ホームページを所有するものは当該ホームページに、それ以外の者は店頭の見えやすい場所に掲示するなどの方法で、公表すること。

※料金体系が多数ある場合は、当初は月額料金例を掲示し、１年以内に統合した標準的なメニュー等を公表する。

※実際に使用されていないメニューを公表した場合は、法律に違反するおそれがある。

［対象］

すべての販売事業所

［その他］

すでにＨＰによる公表は相当数あり、県内では会長・副会長の事業所等でＨＰによる公表が行われているので、参考とすること。

５　苦情処理（指針３．(4)）

［必要な対応］

消費者等からの苦情・問合せに対応するため、苦情等の記録簿（受付日、内容、処理状況等を記録）により処理状況を管理することが必要。

また、苦情等の受付窓口を設けるなど必要な体制の整備が望ましい。

［対象］

すべての販売事業者

［注意点］

トラブルの防止のため、記録簿の正確な記載と情報の共有を行う必要がある。

６　１週間ルールの特則（省令１６条関係通達２．）

［必要な対応］

販売事業者の変更の際の設備撤去を巡るトラブルを防止するためのいわゆる「１週間ルール」について、解釈の明確化（一部変更）が行われたので、適切に対応する。

・供給設備の撤去が著しく困難である場合その他正当な事由がある場合は、改正後の省令１６条１５号の３の「相当期間」は、供給設備の規模や設置状況、消費者等の料金等の精算状況等を総合的に勘案して個別に判断することになる。

したがって、上記の「正当な事由」がある場合に供給設備を一方的に撤去すると省令違反になる。

また、自らの判断で相当期間が経過したとして供給設備を一方的に撤去することも避けるべきで、販売事業者間で事前に十分に調整することが必要である。

［対象］

すべての販売事業者

［注意点］

トラブルを避けるため、十分な配慮や調整を行う必要がある。

なお、都市ガス業者にも、指針（ガイドライン）により、１週間ルールが導入されている。

Ⅱ　山口県ＬＰガス協会作成の書面改訂の対応

１　１４条書面（省令１３条関係通達１．　指針３．(2)）

［改正概要］Ⅰ１(1)に同じ

［協会の対応］（経営改善委員会（書面審査）及び５月１０日保安委員会で承認）

①改訂方向等

・今回は、次のような理由から、必要最小限の改訂とする。

ⅰ　６月１日の施行までに委員会審議、周知、印刷・配布も必要であるため、時間的余裕がないこと。

ⅱ　全Ｌ協ひな型の改正点の反映に多くの時間を要すること。

ⅲ　協会作成書面自体に検討を要する点があること。

・ⅱ、ⅲの検討等に時間等を要する点については、今後、委員会等で十分な審議を行い、平成３０年度までに改訂を行う。

②改訂内容（別紙１新旧対照表のとおり書面９のみを改訂し、差し替える。）

・書面９　１０行目の「本文書を受領」の前に、「重要事項等の説明を受け、内容を承諾の上」を加える。

・書面９（表－１）「消費設備」を「消費設備等」とし、同表に請求の有無及び設置費用の欄を加える。

・上記で追加した「重要事項等」の次に「（特定商取引に関する法律第４条及び第５条に規定する事項を含む。）」を加える。

※３項目目の改正は、必要性や改正案についての判断の困難さがほとんどなく、他県で実際に実損の生じるトラブル例があったという情報があったため改訂

［今後の対応予定］

①改訂書面の印刷

５月１０日保安委員会終了後印刷→１９日までに印刷完了予定

②販売店との連絡等

・平成２８年４月以後に協会から書面を発送した販売店には協会から連絡して必要数を確認

・その他の販売店で差替分が必要な場合は、協会に連絡すること。

③改訂分の差替

・②で連絡を受けた販売店には、印刷完了後、差替分を郵送

・差替作業は原則として各販売店で実施

※各販売店からの依頼を受けた場合は協会でも差替を行う。

この場合は、要差替書面を（送料販売店負担で）協会に送り、協会は受領の順に差し替えを行い返送する（差替作業の期限を設定することは不可）

［その他］

・改訂後の表の記載については別紙２記載例を参考として記載すること。

・平成３０年度に書面改訂が行われる見込

２　配達伝票

［改正概要］Ｉ２(1)に同じ

［協会の対応］（別紙３のとおり、販売店が注意書きを表紙に貼り付け、伝票は担当者が手書き等で対応）

・配達伝票の表紙に販売店が貼るための注意書等及び記載内容を記載したタックシールを協会が準備する。

・今後、販売店との連絡等を行う。

［今後の対応予定］

①販売店との連絡等

・平成２８年４月以後に協会から伝票を発送した販売店には協会から連絡して必要数を確認

・その他の販売店でシールが必要な場合は、協会に連絡すること。

②シールの貼り付け

・①で連絡を受けた販売店には、シールを必要部数作成し郵送

・貼り付け作業は原則として各販売店で実施

協会作成１４条書面の改訂について(第１弾)

１　基本的考え方

省令改正、ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ等の趣旨に沿って、全Ｌ協のひな型を参考として現行１４条書面を改訂

２　改訂方向

次のような理由から、今回は必要最小限の改訂とする。

・今回は、６月１日の改正省令等施行までに、委員会審議、周知、印刷・配布等を行う必要があり、時間的余裕がないこと。

・本協会作成の書面は、全Ｌ協ひな型との相違が多く、全Ｌ協ひな型の改正点の反映等に関する検討に時間を要すること。

・本協会作成の書面に、解約時の撤去費用の根拠規定がないこと等、改訂が必要な点があり、その検討等に時間を要すること。

３　改訂内容

今回の省令・通達改正及び指針(ガイドライン)のうちの１４条書面に関する２点と特定商取引に関する法律第４条及び第５条に関して改訂を行う。

⑴ 通達第１３条関係１．（全Ｌ協ひな形５⑵参照）

〔概要〕販売業者が賃貸型集合住宅で、自費で空調設備等を設置し、費用を料金に含めて請求する場合は、１４条書面の「価格の算定方法」及び「算定の基礎となる項目」で記載する必要がある。

〔対応〕１４条書面９（Ｐ６）の（表－１）の表に「請求の有無」「設置費用」の欄を追加し、算定に関わる設備と選定に大きく関わる設置費用を明示する。

⑵ 指針３⑵　（全Ｌ協ひな形１２参照）

〔概要〕１４条書面を交付するとき、省令第１３条第５号から第９号に定める事項を説明し、トラブル防止のため、消費者等による署名等が付された書面により確認する必要がある。

〔対応〕１４条書面９の署名の前の文中の「本文書を受領」したことに加え、「重要事項等の説明を受け、内容を承諾した」ことを明記する。

⑶ 特定商取引に関する法律第４条及び第５条　（全Ｌ協ひな形冒頭参照）

〔概要〕特定商取引に関する法律第４条及び第５条は、契約時の書面交付を義務づけており（罰則もある。）この書面が同法に規定する書面でもあることを明示する必要がある。

〔対応〕⑵の文中の「重要事項等」の後に「（特定商取引に関する法律第４条及び第５条に規定する事項を含む。）」を加えて、明示する。

協会作成１４条書面の改訂について（第２弾）

１　経緯

⑴ 今年５月、省令改正、ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ等の趣旨に沿って、全Ｌ協のひな型を参考として１４　　条書面を改訂

⑵ その際、①時間的余裕がないこと②本協会の書面は、全Ｌ協ひな型との相違が多く、改正点の反映等に時間を要すること。③本協会作成の書面に、解約時の撤去費用等、改訂が必要な点があり、検討等に時間を要すること。から、必要最小限の改訂とした。

⑶ 審議の結果、省令・通達改正及び指針（ガイドライン）のうちの１４条書面に関する２点と特定商取引に関する法律第４条及び第５条に関して、別紙１のとおり改訂を行った。

２　今回の改訂

⑴ 基本方針の確認

次の点について委員会としての考え方を確認

① 改正の困難さを考え、基本的に全Ｌ協ひな型に合わせた書面とし、必要な部分のみ独自の規定とするか。それとも、現在のとおり、基本的に独自の規定とし、全Ｌ協ひな型を踏まえて改訂等を行うのか。

②特に要否の決めにくい部分の改訂について、原則としてひな型に沿って改正するのか、それとも、改訂は限定的に考えるのか。

⑵ 全Ｌ協ひな型の改正に合わせた改訂（⑴①を採用しない場合）

〔概要〕平成29年4月7日付の全Ｌ協ひな型の改正のうち、既改訂部分を除いた部分について、改訂の要否を決定し、所要の改訂を行う。

〔対応〕①別添「全Ｌ協ひな型改正案概要」及び「全Ｌ協ひな型改正案により、改訂要否等を検討（⑴②と関連あり）

②改訂の必要な部分について新旧対照表を作成し、審議

③新１４条書面案作成

⑶ 本協会作成書面のうち、解約時の撤去費用等改訂が必要な点に関する改訂（　〃　）

〔概要〕本協会作成の１４条書面のうち、解約時の撤去費用等、改訂が必要な点等について、改訂の要否を決定し、所要の改訂を行う。

〔対応〕①別添「山口県ＬＰガス協会作成１４条書面」及び「全Ｌ協ひな型改正案」を比較し、改訂が必要な点等を洗い出し、改訂要否を検討（⑴②と関連あり）

②改訂の必要な部分について新旧対照表を作成し、審議

② 新１４条書面案作成

３　今後のスケジュール　（略）

山口県ＬＰガス協会作成１４条書面新旧対照表

新
① 内容を必ずお読みください！ ② ＬＰガス販売に関する重要なお知らせ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）第１４条及び同法施行規則第１３条並びに特定商取引に関する法律（以下「特商法」という）第４条及び第５条に基づいて、下記のとおり通知いたします。③ なお、本書面は、お客様とＬＰガス販売事業者（以下このお知らせでは「ＬＰガス販売事業者」を「当社（店）」という。）との液化石油ガスの売買等についての確約書となりますので、十分に熟読の上、大切に保管をお願いいたします。 １　液化石油ガス（ＬＰガス）の種類 お届けするＬＰガスの種類は、「い号」のＬＰガスです ２　ＬＰガスの引渡し方法 (1) ＬＰガスの引渡し ＬＰガスの引渡しは、ＬＰガスを充てんした容器をガス切れのないよう計画した配送日に、又はご注文の都度すみやかに配達し、供給設備又は配管等に接続してＬＰガスを供給します。また、バルク供給の場合は、お客様のガス使用量に応じてバルク貯槽又はバルク容器にＬＰガスを充填します。④ ただし、屋外において移動して使用される設備の場合、内容積８㍑以下（充てん量３kg 以下）のＬＰガス容器に調整器を取り付けてＬＰガスを供給する場合、又は内容積が２５㍑以下のカップリング付容器用弁を有する容器使用の場合は、この限りではありません。 (2) メータ（体積）販売の場合の引渡し メータ（体積）販売の場合には、容器、ガスメータ及び調整器等はＬＰガス消費量に応じたものを設置し、ガスメータ出口をもってＬＰガスの引渡し箇所とします。

山口県ＬＰガス協会作成１４条書面新旧対照表

旧
内容を十分にお読みください！ ＬＰガス販売に関する重要なお知らせ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）第１４条及び同法施行規則第１３条に基づいて、下記のとおり通知いたします。 なお、本書面は、お客様とＬＰガス販売事業者（以下このお知らせでは「ＬＰガス販売事業者」を「当社（店）」という。）との液化石油ガスの売買等についての確約書となりますので、十分に熟読の上、大切に保管をお願いいたします。 １　液化石油ガス（ＬＰガス）の種類 お届けするＬＰガスの種類は、「い号」のＬＰガスです ２　ＬＰガスの引渡し方法 (1) ＬＰガスの引渡しは、ＬＰガスを充てんした容器をガス切れのないよう計画した配送日に、又はご注文の都度すみやかに配達し、供給設備又は配管等に接続してＬＰガスを供給します。 ただし、屋外において移動して使用される設備の場合、内容積８㍑以下（充てん量３kg 以下）のＬＰガス容器に調整器を取り付けてＬＰガスを供給する場合、又は内容積が２５㍑以下のカップリング付容器用弁を有する容器使用の場合は、この限りではありません。 (2) メータ（体積）販売の場合には、容器、ガスメータ及び調整器等はＬＰガス消費量に応じたものを設置し、ガスメータ出口をもってＬＰガスの引渡し箇所とします。

新

(3) 質量販売の場合の引渡し

質量販売の場合は、正味質量を表示した容器をお引渡しするとともに、質量料金表による料金をいただきます。また、質量販売によって引渡した容器中の消費されなかった残ガスについては、お客様の立ち会いのもとに面前計量を行い、残量に相当する金額をお返しします。ただし、お客様が不在等で面前計量ができなかった場合は、充てん所の残量証明によって、後日精算させていただきます。

３　ＬＰガス料金の計算方法とその支払方法

(1) メータ検針による料金計算による請求

計量法に基づき、ガスメータに表示されたガス通過量を【定期的・毎月】に検針し、ガス使用量とそれに応じた別表の「ＬＰガス料金表」に基づき計算された料金を請求いたします。　⑤

料金の支払期日【別記（６頁末尾）】までに所定の方法【口座自動振替・振込・現金払等】によりお支払をお願いいたします。

また、その後、仕入れ価格などの変動や社会情勢や経済情勢等により、値上げ又は値下げする場合は、その都度、理由を付して変更となる「ＬＰガス料金」を原則として事前にご案内いたしますので、よろしくお願いします。

⑯

ＬＰガス料金等の支払いを別に定める期間以上滞納された場合には、ＬＰガスの供給を停止させていただく場合がございますので、ご理解のほどお願いいたします。

⑯

(2) ＬＰガス料金の計算方法

ＬＰガス料金は、ＬＰガスの使用に関係なく、一律に徴収する基本料金（ＬＰガス容器・調整器（自動切替含）・ガスメータ等の供給設備費、保安維持費及び別に定める費用）、使用量に応じた従量料金（ＬＰガス原料費、配送費、一般販売経費及び別に定める費用）及び設備利用料（表－１に記載のＬＰガス設備【消費設備等】の利用に対してお支払いいただく料金）から構成されており、これらを合算してご請求させていただきます。

⑰

旧

(3) 質量販売の場合は、正味質量を表示した容器をお引渡しするとともに、質量料金表による料金をいただきます。また、質量販売によって引渡した容器中の消費されなかった残ガスについては、お客様の立ち会いのもとに面前計量を行い、残量に相当する金額をお返しします。ただし、お客様が不在等で面前計量ができなかった場合は、充てん所の残量証明によって、後日精算させていただきます。

３　ＬＰガス料金の計算方法とその支払方法

(1) メータ検針による料金計算による請求

計量法に基づき、ガスメータに表示されたガス通過量を【定期的・毎月】に検針し、ガス使用量とそれに応じた別表の「ＬＰガス料金表」に基づき計算された料金を請求いたします。

料金の支払期日【別記（６頁末尾）】までに所定の方法【口座自動振替・振込・現金払等】によりお支払をお願いいたします。

また、その後、仕入れ価格などの変動や社会情勢や経済情勢等により、値上げ又は値下げする場合は、その部度、料金を変更させていただくことになりますのでよろしくお願いします。

(2) ＬＰガス料金の計算方法

ＬＰガス料金は、ＬＰガスの使用に関係なく、一律に徴収する基本料金（ＬＰガス容器・調整器（自動切替含）・ガスメータ等の供給設備費、保安維持費等）と使用量に応じた従量料金（ＬＰガス原価、配送費、一般販売経費等）から構成されております。

新

⑰

４　設備の所有並びに費用の負担及び解約事項

⑫

(1) 供給設備・消費設備の所有関係等

現に設置している表－１に記載のＬＰガス設備【供給設備・消費設備等】は、当社（店）の【所有・貸与・割賦販売】です。その諸設備の条件は、別紙の「ＬＰガス設備貸借契約書」のとおりです。

(2) その他の設備の所有関係

現に設置している表－１に記載のＬＰガス設備以外の設備等は、【お客様・家主様】の所有するものです。

Ⓐ

(3) 供給設備及び消費設備の設置等についての協議、費用負担等

供給設備及び消費設備の設置、変更、移動、修理、撤去等の施工方法、設置場所及びそれに要する工事費、並びに支払い方法は、【お客様・家主様】と事前に協議し、両者の合意のもとに工事をいたします。

なお、それらの費用については別途お見積りさせていただきます。⑮

(4) ＬＰガス設備の解約等の取扱

【お客様・家主様】が当社（店）との取引を中止し、契約を解除する場合は下記のとおりとします。

① ＬＰガス供給の契約を解除する場合は、原則として１週間以内の解約（設備撤去）猶予期間をいただきます。また、契約解除の時点に清算額（ＬＰガス料金、設備貸与残存価額）があるときは、その清算が完了した後とさせていただきます。 ⑬

② 取引の契約解除の申出は、契約の当事者に限ります。（第三者による契約解除の申出は、法的委任状に限ります。）

③ ＬＰガス設備の撤去が著しく困難の場合は、両者が話し合いの上、その処置を決めさせていただきます。

④ お客様の都合でＬＰガス供給の契約を解除する場合には、当社（店）の所有、貸与又は割賦販売となっている設備は、その設備の残存価額及び撤去費用を負担していただきます。 ⑭

Ⓐ

なお、その費用については別途お見積りさせていただきます。

旧

4　設備の所有並びに費用の負担及び解約事項

(1) 現に設置している表－１に記載のＬＰガス設備【供給設備・消費設備】は、当社（店）の【所有・貸与・割賦販売】です。その諸設備の条件は、別紙の「ＬＰガス設備貸借契約書」のとおりです。

(2) 現に設置している表－１に記載のＬＰガス設備以外の設備等は、【お客様・家主様】の所有するものです。

(3) 供給設備及び消費設備の設置、変更、移動、修理等の施工方法、設置場所及びそれに要する工事費、並びに支払い方法は、【お客様・家主様】と事前に協議し、両者の合意のもとに工事をいたします。

(4) ＬＰガス設備の解約等の取扱

【お客様・家主様】が当社（店）との取引を中止し、契約を解除する場合は下記のとおりとします。

① ＬＰガス供給の契約を解除する場合は、原則として１週間以内の解約（設備撤去）猶予期間をいただきます。また、契約解除の時点に清算額（ＬＰガス料金、設備貸与残存価額）があるときは、その清算が完了した後とさせていただきます。

② 取引の契約解除の申出は、契約の当事者に限ります。（第三者による契約解除の申出は、法的委任状に限ります。）

③ ＬＰガス設備の撤去が著しく困難の場合は、両者が話し合いの上、その処置を決めさせていただきます。

④ お客様の都合でＬＰガス供給の契約を解除する場合には、当社（店）の所有、貸与又は割賦販売となっている設備は、その設備の残存価額を負担していただきます。

新

５　ＬＰガス設備の維持管理及び点検・調査の方法

(1) 供給設備等の維持管理

① 液化石油ガス法に基づき、ＬＰガスメータ出口までの供給設備（法第２条４項）については、当社（店）又は当社（店）が委託した保安機関（表－２－③）が法定期間内に点検を実施し、その維持管理も当社（店）又は当社（店）が委託した保安機関が責任をもって行います。

② 供給開始時の法定点検・法定調査（以下、単に「点検」又は「調査」という。）は、当社（店）又は、当社（店）が委託した保安機関（表－２－①）が実施します。

③ 容器交換時又は月１回以上の点検は、当社（店）又は当社（店）が委託した保安機関（表－２－②）が実施します。

(2) 消費設備の維持管理等

液化石油ガス法に基づき、ＬＰガスメータ出口から燃焼器までの消費設備（法第２条５項）については、当社（店）又は当社（店）が委託した保安機関（表－２－④）が法定期間内に調査を実施しますが、その維持管理は下記(3)のとおり、お客様の責任となりますのでご注意ください。

なお、消費設備の調査のため、３回訪問しても留守等で不在のため調査が実施できない場合は、「お客様在宅日時の通知書」によって通知いただいた日時に伺いますが、その指定された日時にも不在の場合は、当社（店）は、お客様の消費設備について災害発生の恐れの有無等を知ることができませんので、以後お客様が責任を持って、管理、使用されるようお願いいたします。

⑨

(3) 消費設備の管理

消費設備の管理については、当社（店）又は、当社（店）が委託した保安機関（表－２－⑤）が１年に１回又は２年に１回配布するＬＰガス災害防止のための周知文書（法第２７条）その他のリーフレット等を参考にお客様自ら責任をもって行ってください。

(4) 消費設備の調査結果の通知等

消費設備の調査結果については、調査票をもってお客様に通知いたします。調査の結果、不備な箇所が明らかになった場合は、保安確保のため、速やかに改善されるようお願いいたします。また、改善を必要とする場合は、ご協力くださるようお願いいたします

旧

５　ＬＰガス設備の維持管理及び点検・調査の方法

(1) 供給設備等の維持管理

① 液化石油ガス法に基づき、ＬＰガスメータ出口までの供給設備（法第２条４項）については、当社（店）又は当社（店）が委託した保安機関（表－２－③）が法定期間内に点検を実施し、その維持管理も当社（店）又は当社（店）が委託した保安機関が責任をもって行います。

② 供給開始時の法定点検・法定調査（以下、単に「点検」又は「調査」という。）は、当社（店）又は、当社（店）が委託した保安機関（表－２－①）が実施します。

③ 容器交換時又は月１回以上の点検は、当社（店）又は当社（店）が委託した保安機関（表－２－②）が実施します。

(2) 消費設備の維持管理等

液化石油ガス法に基づき、ＬＰガスメータ出口から燃焼器までの消費設備（法第２条５項）については、当社（店）又は当社（店）が委託した保安機関（表－２－④）が法定期間内に調査を実施しますが、その維持管理は下記(3)のとおり、お客様の責任となりますのでご注意ください。

なお、消費設備の調査のため、３回訪問しても留守等で不在のため調査が実施できない場合は、「お客様在宅日時の通知書」によって通知いただいた日時に伺いますが、その指定された日時にも不在の場合は、当社（店）は、お客様の消費設備について災害発生の恐れの有無等を知ることができませんので、以後お客様が責任を持って、管理、使用されるようお願いいたします。

(3) 消費設備の管理

消費設備の管理については、当社（店）又は、当社（店）が委託した保安機関（表－２－⑤）が１年に１回又は２年に１回配布するＬＰガス災害防止のための周知文書（法第２７条）その他のリーフレット等を参考にお客様自ら責任をもって行ってください。

(4) 消費設備の調査結果の通知等

消費設備の調査結果については、調査票をもってお客様に通知いたします。調査の結果、不備な箇所が明らかになった場合は、保安確保のため、速やかに改善されるようお願いいたします。また、改善を必要とする場合は、ご協力くださるようお願いいたします

新

(5) 供給設備の点検及び消費設備の調査の結果　⑩

供給設備の点検及び消費設備の調査の結果、事故につながる恐れが大きいと考えられる欠陥箇所が明らかになった設備については、その設備が改善されるまでの期間、ＬＰガスの供給を一時中止することがあります。また、県知事によってその消費設備の所有者又は占有者に対して改善命令が出されることもあります。

(6) 調査の拒否等　⑩

調査を拒否したり、調査結果に基づく改善の措置をお客様が講じなかったために発生した事故、又はＬＰガス供給中止による損害については、当社（店）又は当社（店）が委託した保安機関は、法律上の責任を一切負担いたしません。お客様が周知文書による注意事項に違背し、事故が発生した場合も同様です。

(7) 供給設備・消費設備について連絡なく移動等をした場合

このお知らせによる通知時に設置されていたものと同種類、かつ同程度のＬＰガス消費量のコンロ等の小型燃焼器具を交換する場合を除き、ＬＰガス供給設備・消費設備について当社（店）に連絡なく移動又は変更等をした場合は、当社（店）又は当社（店）が委託した保安機関は、法律上の責任は一切負担いたしません。

なお、前記設備の移動又は変更等により、又はこれに起因するＬＰガス事故によって当社（店）の所有設備に損害が生じたときは、お客様において賠償していただきます。

また、お客様がＬＰガス機器を新たに設置される場合は、安全管理の観点から当社(店)に必ずご連絡をお願いいたします。⑥

さらに、「周知文書」等で注意してあるとおり、ＬＰガスを安全に燃焼させるためには、ＬＰガス専用の燃焼器具の使用が必要不可欠ですので、購入時には十分ご注意ください。

(8) 保安業務の実施に関する責任等

保安業務（表－２）の実施に関して、当社（店）又は当社（店）が委託した保安機関に起因すると個別調査の結果判明した場合は、当該事故等は当社（店）又は当社（店）が委託した保安機関が責任をもって対応いたします。　⑦

旧
⑸ 供給設備の点検及び消費設備の調査の結果、事故につながる恐れが大きいと考えられる欠陥箇所が明らかになった設備については、その設備が改善されるまでの期間、ＬＰガスの供給を一時中止することがあります。また、県知事によってその消費設備の所有者又は占有者に対して改善命令が出されることもあります。 ⑹ 調査を拒否したり、調査結果に基づく改善の措置をお客様が講じなかったために発生した事故、又はＬＰガス供給中止による損害については、当社（店）又は当社（店）が委託した保安機関は、法律上の責任を一切負担いたしません。お客様が周知文書による注意事項に違背し、事故が発生した場合も同様です。 ⑺ このお知らせによる通知時に設置されていたものと同種類、かつ同程度のＬＰガス消費量のコンロ等の小型燃焼器具を交換する場合を除き、ＬＰガス供給設備・消費設備について当社（店）に連絡なく移動又は変更等をした場合は、当社（店）又は当社（店）が委託した保安機関は、法律上の責任は一切負担いたしません。 　なお、前記設備の移動又は変更等により、又はこれに起因するＬＰガス事故によって当社（店）の所有設備に損害が生じたときは、お客様において賠償していただきます。 ⑻ 保安業務の実施に関する責任等 　保安業務（表－２）の実施に関して、当社（店）に起因すると個別調査の結果判明した場合は、当該事故等は責任をもって対応いたします。

新

(9) 質量販売のときの維持管理及び調査の方法

① 質量販売で次の②に掲げる消費設備以外の設備

イ 充てん容器等の外観検査、腐食防止措置、転倒転落防止措置の確認は、当社（店）又は当社（店）が委託した保安機関（表－２－①・②）が実施します。

ロ 燃焼器入口圧力、ＬＰガス適合性の確認、配管の漏えい試験、排気措置の確認等は、当社（店）又は当社（店）が委託した保安機関（表－２－①・④）が実施します。

② 質量販売の場合で内容積が２０㍑以下の容器使用の設備、内容積が２０㍑を超え２５㍑以下のカップリング付容器用弁を有する容器使用の設備及び屋外移動設備

充てん容器等・調整器の外観検査、燃焼器入口圧力の保時等の確認は、当社（店）又は当社（店）が委託した保安機関（表－２－①・④）が実施します。

６ 緊急時の連絡・緊急時の対応

ガス漏れ等の緊急事態に備え、当社（店）又は当社（店）が委託した保安機関では２４時間体制をとっています。

「ガス漏れ等の緊急時」には、直ちに（表－２－⑥・⑦）へご連絡ください。 ⑪

７ 防災等について

(1) 火災の発生の場合

火災が発生したときは、容器バルブを閉め消防署員など関係者に容器の位置などを明確に知らせて、その処置を依頼するほか、併せて当社（店）にご連絡ください。また、お客様の住居の近隣においての火災発生時も同様な処置をしてください。

旧

(9) 質量販売のときの維持管理及び調査の方法

① 質量販売で次の②に掲げる消費設備以外の設備

イ 充てん容器等の外観検査、腐食防止措置、転倒転落防止措置の確認は、当社（店）又は当社（店）が委託した保安機関（表－２－①・②）が実施します。

ロ 燃焼器入口圧力、ＬＰガス適合性の確認、配管の漏えい試験、排気措置の確認等は、当社（店）又は当社（店）が委託した保安機関（表－２－①・④）が実施します。

② 質量販売の場合で内容積が２０㍑以下の容器使用の設備、内容積が２０㍑を超え２５㍑以下のカップリング付容器用弁を有する容器使用の設備及び屋外移動設備

充てん容器等・調整器の外観検査、燃焼器入口圧力の保時等の確認は、当社（店）又は当社（店）が委託した保安機関（表－２－①・④）が実施します。

６ 緊急時の連絡・緊急時の対応

ガス漏れ等の緊急事態に備え、当社（店）又は当社（店）が委託した保安機関では２４時間体制をとっています。

「ガス漏れ等の緊急時」には、直ちに（表－２－⑥・⑦）へご連絡ください。

７ 防災等について

(1) 火災の発生の場合

火災が発生したときは、容器バルブを閉め消防署員など関係者に容器の位置などを明確に知らせて、その処置を依頼するほか、併せて当社（店）にご連絡ください。また、お客様の住居の近隣においての火災発生時も同様な処置をしてください。

新

(2) 地震の発生の場合

地震が発生したときは、慌てず使用中の火を消し、ガス栓（元栓）・容器バルブを閉めてください。

また、大きな地震の場合は、揺れが収まった後にバルブを閉めてください。（マイコンメータ設置の場合、ガス使用中に大きな地震（震度５程度）の揺れを感じたときには、自動的にガスを遮断します。）

なお、大きな地震が発生したときは、ガス配管やガス機器からガス漏れの恐れがありますので、当社（店）又は当社（店）の委託した保安機関の点検を受けてからのご使用をお願いいたします

(3) 水害の発生の場合

水害が発生したとき又はその恐れがあるときは、容器等が流れないようしっかりと固定されているかをお確かめください。また、流される恐れがある場合は、当社（店）へご連絡ください。　⑲

なお、水害によって、容器、調整器、ガスメータ等が冠水した場合には、当社（店）又は当社（店）が委託した保安機関の点検を受けてからご使用をお願いいたします。

８　個人情報の取り扱いについて

ＬＰガス供給の申込みの受付、工事、保安点検の際や、ガス機器販売等の際、お客様の個人情報（氏名、住所、電話番号、振替口座番号、ガス機器種類等）のご提供を受けますが、これらの個人情報は、次の目的に利用させていただきますので、よろしくお願いいたします。

①　ＬＰガスの供給（配送、検針、集金等）を行うために利用

②　ＬＰガスの設備工事を行うために利用

旧
(2) 地震の発生の場合 　地震が発生したときは、慌てず使用中の火を消し、ガス栓（元栓）・容器バルブを閉めてください。 　また、大きな地震の場合は、揺れが収まった後にバルブを閉めてください。（マイコンメータ設置の場合、ガス使用中に大きな地震（震度５程度）の揺れを感じたときには、自動的にガスを遮断します。） 　なお、大きな地震が発生したときは、ガス配管やガス機器からガス漏れの恐れがありますので、当社（店）又は当社（店）の委託した保安機関の点検を受けてからのご使用をお願いいたします (3) 水害の発生の場合 　水害が発生したとき又はその恐れがあるときは、容器等が流れないような措置をお願いいたします。また、流される恐れがある場合は、当社（店）へご連絡ください。 　なお、水害によって、容器、調整器、ガスメータ等が冠水した場合には、当社（店）又は当社（店）が委託した保安機関の点検を受けてからご使用をお願いいたします。 (4) その他 　新たにＬＰガス用燃焼器を購入して設置される場合には、当社（店）に必ずご連絡ください。「周知文書」等で注意してあるとおり、ＬＰガスを安全に燃焼させるためには、ＬＰガス専用の燃焼器具の使用が必要不可欠ですので、購入時には十分ご注意ください。 ８　個人情報の取り扱いについて 　ＬＰガス供給の申込みの受付、工事、保安点検の際や、ガス機器販売等の際、お客様の個人情報（氏名、住所、電話番号、振替口座番号、ガス機器種類等）のご提供を受けますが、これらの個人情報は、次の目的に利用させていただきますので、よろしくお願いいたします。 ①　ＬＰガスの供給（配送、検針、集金等）を行うために利用 ②　ＬＰガスの設備工事を行うために利用

新
③　液化石油ガス法に基づく次のＬＰガスの保安に関する業務を行うために利用 ・供給開始時の点検・調査（ＬＰガスの供給を開始するときに設備の点検や調査を行う。） ・容器交換時等供給設備点検（容器、調整器、バルブ、供給管などの外観点検を行う。） ・定期供給・消費設備点検調査（ＬＰガス設備のガス漏れ試験、ガス器具や給排気設備の調査などを行う。） ・周知（ＬＰガスの使用上の注意などを記載したパンフレットを定期的に配布する。） ・緊急時対応（お客様からの災害発生などの連絡に対して迅速な措置を行う。なお、必要に応じて実際にお伺いして対応。） ・緊急時連絡（お客様からの災害発生などの連絡について、他の保安の専門機関に依頼する。） ④　当社（店）又は当社（店）が委託した保安機関の自主的な保安に関する業務の実施 ⑤　ガス機器、警報器等の販売、設置、修理・点検、アフターサービス ⑥　上記に関するサービス・製品等のお知らせ・案内、調査・データ分析、その他上記に付随する業務の実施 ⑦　また、業務を円滑に遂行するため、ＬＰガス容器の配送会社、ＬＰガス設備の保安点検会社、ＬＰガス工事会社、口座振替先の金融機関、検針センター、集金センター、情報処理会社等に業務の一部を委託することがあります。このために必要な範囲で委託先へ個人情報を提供する場合があります。その際に当社は委託先との間で個人情報の取扱いに関する適切な監督を行います。 ＊当社が所有している情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止等のご希望がある場合は、当社までお知らせください。 ＊法令に基づき行政機関等から問い合わせを受けた場合には、上記目的に限らず、お客様の個人情報を回答する場合があります。⑳ （中略）※クーリングオフ

旧
③　液化石油ガス法に基づく次のＬＰガスの保安に関する業務を行うために利用 ・供給開始時の点検・調査（ＬＰガスの供給を開始するときに設備の点検や調査を行う。） ・容器交換時等供給設備点検（容器、調整器、バルブ、供給管などの外観点検を行う。） ・定期供給・消費設備点検調査（ＬＰガス設備のガス漏れ試験、ガス器具や給排気設備の調査などを行う。） ・周知（ＬＰガスの使用上の注意などを記載したパンフレットを定期的に配布する。） ・緊急時対応（お客様からの災害発生などの連絡に対して迅速な措置を行う。なお、必要に応じて実際にお伺いして対応。） ・緊急時連絡（お客様からの災害発生などの連絡について、他の保安の専門機関に依頼する。） ④　当社（店）又は当社（店）が委託した保安機関の自主的な保安に関する業務の実施 ⑤　ガス機器、警報器等の販売、設置、修理・点検、アフターサービス ⑥　上記に関するサービス・製品等のお知らせ・案内、調査・データ分析、その他上記に付随する業務の実施 ⑦　また、業務を円滑に遂行するため、ＬＰガス容器の配送会社、ＬＰガス設備の保安点検会社、ＬＰガス工事会社、口座振替先の金融機関、検針センター、集金センター、情報処理会社等に業務の一部を委託することがあります。このために必要な範囲で委託先へ個人情報を提供する場合があります。その際に当社は委託先との間で個人情報の取扱いに関する適切な監督を行います。 ＊当社が所有している情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止等のご希望がある場合は、当社までお知らせください。 （中略）※クーリングオフ

新

9　販売事業者氏名とお客様氏名・書面の受領書関係

本文書を交付したのは、以下のＬＰガス販売事業者であり、本文書を十分に熟読・ご確認のうえ、受領欄に必要事項のご記入をお願いいたします。

ＬＰガス販売の契約日　　年　　月　　日

ＬＰガス販売事業者名

代表者氏名　　担当者氏名

住　　所　　電話番号

お客様氏名（名称）　　お客様コード

住　　所　　電話番号

緊急時連絡先（勤務先・帰省先・その他）電話番号　　Ⓑ

重要事項等（特定商取引に関する法律第４条及び第５条に規定する事項を含む。）の説明を受け、内容を承諾の上、本文書を受領いたしました。　③　㉒

年　　月　　日

署名　　印

以　上

（表－１）当社（店）所有のＬＰガス設備一覧表　⑫

	名　称	型式等	数量	設置年月日	備考
供給設備	容器				
	調整器				
	ｶﾞｽﾒｰﾀ				

	名　称	型式等	数量	設置年月日	請求の有無	設置費用	備考
消費設備等							

※「請求の有無」に○印を付けた設備については、利用料を毎月のＬＰガス料金に合算して請求させていただきます。

旧

９　販売事業者氏名とお客様氏名・書面の受領書関係

本文書を交付したのは、以下のＬＰガス販売事業者であり、本文書を十分に熟読・ご確認のうえ、受領欄に必要事項のご記入をお願いいたします。

ＬＰガス販売の契約日　　平成　　年　　月　　日

ＬＰガス販売事業者名

代表者氏名　　担当者氏名

住　　所　　電話番号

お客様氏名（名称）　　お客様コード

住　　所　　電話番号

本文書を受領いたしました。

平成　　年　　月　　日

署名　　印

以　上

（表－１）当社（店）所有の設備一覧表

	名　称	型式等	数量	設置年月日	備考
供給設備	容器				
	調整器				
	ｶﾞｽﾒｰﾀ				
消費設備					

※「請求の有無」に○印を付けた設備については、利用料を毎月のＬＰガス料金に合算して請求させていただきます。

新

（表－２）保安業務区分とその実施者　⑧

保安業務の区分	連絡先電話番号	名　　称	所　在　地
①供給開始時点検・調査			
②容器交換時点検			
③定期供給設備点検			
④定期消費設備調査			
⑤　周　　知			
⑥緊急時対応			
⑦緊急時連絡			

（別記）料金の支払期日　⑱

毎月末　・　毎月　　日まで　・　その他（　　）　とします。

（別紙）

この書面の記載のうち、「別に定める期間」等については、次のとおりとします。

○３(1)「別に定める期間」以上滞納した場合：　　か月以上

○３(2)基本料金に係る「別に定める費用」：

○３(2)従量料金に係る「別に定める費用」：

旧

（表－２）保安業務区分とその実施者

保安業務の区分	連絡先電話番号	名　　称	所　在　地
①供給開始時点検・調査			
②容器交換時点検			
③定期供給設備点検			
④定期消費設備調査			
⑤　周　　知			
⑥緊急時対応			
⑦緊急時連絡			

（別記）料金の支払期日

毎月末　・　毎月　　日まで　・　その他（　　）　とします。